**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第３０５号）**

**〔　立入検査復命書部分公開決定第三者審査請求事案　〕**

**（答申日：平成３１年３月８日）**

**第一 審査会の結論**

諮問実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二 審査請求に至る経過**

１　平成３０年３月１５日、本件請求者は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、大阪府知事に対し、「AによるBに関する改善指導、現認状況についての関係書類一式　産廃事業所指導課」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　同年３月２７日、大阪府知事から府農と緑の総合事務所長の職にある職員に権限を委任する規則第１８条第７号により権限を委任された大阪府泉州農と緑の総合事務所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求の対象となる行政文書を「平成○年○月○日付け立入検査復命書」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、これに第三者である審査請求人に関する情報が記録されていたことから、条例第１７条第１項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、審査請求人に対して意見書の提出依頼書を送付した。

３　同年４月３日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書の公開に反対する旨の公開請求に係る意見書を提出した。

４　同年４月１１日、実施機関は、条例第１３条第１項の規定により、本件行政文書のうち、条例第９条第１号に該当する「個人の氏名」（以下「本件非公開部分」という。）を除いて公開するとの部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

５　同日、実施機関は、条例第１７条第３項の規定により、本件決定を行った旨及び本件非公開部分を除いて公開することとした理由を次のとおり付して、第三者である審査請求人に通知した。

（本件決定をした理由）

行政文書公開請求に対する公開、非公開の決定は、条例の規定に即して行わなければならないものであり、本件行政情報（公開部分）に記載されている情報は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第８条第１項第１号に該当しないほか、同条例第８条第１項各号に該当しないため。

６　同年４月２４日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求める。対象文書のすべてを非公開にする事。

**第四　審査請求人の主張趣旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

１　審査請求書における主張

　　　審査請求にかかる処分の対象文章（ママ）において指導を受けた事項については速か（ママ）に是正するための対応をした。現在当社に対して行われている、Cによる誹謗中傷行為が公開される事によって更に酷くなると思われる為。

２　反論書における主張

平成○年○月○日から始まったCによる誹謗中傷行為が現在までも当社・当社社員個人宅までにも街宣活動（休日以外）毎日誹謗中傷が行われ（D警察・E警察確認済み）、さらにエスカレートし当社納入（ママ）している、Fの現場までにも街宣活動により現場に支障を及ぼし、それに伴う予定出荷停止に至る損害額○円が発生している。

　　　この様な状態まで嫌がらせ行為が現在続いている。

後記第五の２弁明の理由（１）においては「競争上の地位を害すると認められるもの」の要件に該当しないとされているが、対象文書を公開すると上記の嫌がらせ行為がさらにエスカレートすると予想され、競争上の地位が害される為、対象文書を非公開とすることを求める。

**第五　実施機関の主張趣旨**

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

２　弁明の理由

本件審査請求は、以下に述べるとおり、条例第８条第１項第１号に該当せず理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

（１）本件審査請求は、条例第８条第１項第１号の「競争上の地位を害すると認められるもの」の要件に該当しないこと。

条例第８条第１項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると定めているところ、同項第１号では、「法人・・・その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報・・・であって、公にすることにより、当該法人等・・・の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」を「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないとの見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするものである。

かかる趣旨から、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等を公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。

本件行政文書には、公にすることにより審査請求人の「競争上の地位を害すると認められるもの」は記載されていない。

したがって、本件行政文書は、公にすることにより審査請求人の「競争上の地位を害する」とは認められない。

（２）本件審査請求は、条例第８条第１項第１号の「その他正当な利益を害すると認められるもの」の要件に該当しないこと。

（１）に述べるとおり、本号の趣旨から、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

水質汚濁防止法（以下「法」という。）第２２条第１項において、「環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者若しくは設置者であった者に対し、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その者の特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場に立ち入り、特定施設、有害物質貯蔵指定施設その他の物件を検査させることができる。」と規定されており、同規定に基づき、特定事業場への立入検査を実施している。

本件行政文書には、法第２２条第１項の規定に基づき立入検査を実施した結果、審査請求人の違法行為を確認した旨、記載されている。

この行為は罰則の対象となることからすると、当該事業場を経営する法人が、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

また、当該事業場において、立入検査時に指導された事項について是正したことを、当該事業場を営む法人自らが公表して十分に説明を行う等により、信用の回復を図ることが可能である。

したがって、本件行政文書は、公にすることにより審査請求人の「その他正当な利益を害する」とは認められない。

法の違反行為に関する上記のような考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成２０年４月２２日大公審答申第１５５号）においても示されているところである。

（３）結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　諮問実施機関の主張趣旨**

諮問実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　理由説明書における主張

（１）本件行政文書について

　　　　本件行政文書は、実施機関が法第２２条第１項の規定に基づき、平成○年○月○日に実施した審査請求人が設置する特定事業場への立入検査の復命書、周辺地図及び当日撮影した画像である。

（２）本件行政文書について、本件決定により実施機関が公開対象とした内容が条例第８条第１項各号及び条例第９条各号に該当しないことについて

ア　条例第８条第１項第１号に該当しないことについて

　　　　　実施機関が弁明書により主張した第五の２の意見は妥当であり、本件行政文書は条例第８条第１項第１号に該当しない。

イ　条例第８条第１項第４号に該当しないことについて

（ア）条例第８条第１項第４号は、

ａ　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札､契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報

であって、

ｂ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

に該当する情報が記録された行政文書については、公開しないことができると規定している。

ウ　イ（ア）ａの要件について

本件行政文書は、実施機関が法第２２条第１項の規定に基づき立入検査を行った際の復命書であり、審査請求人による違法行為に対して行った是正指導が記載されている。これは条例第８条第１項第４号に規定する府の機関が行う取締り、監督、立入検査等の事務に該当する情報を含むものである。

エ　イ（ア）ｂの要件について

　　　　　次に、本件行政文書に記載されている情報を公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

条例の解釈運用基準によれば、条例第８条第１項第４号の「事務の目的が達成できなくなる」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても期待どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいい、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、特定の者に不当に利益又は不利益を与えるなど、事務事業の公正さを著しく損なうことなどをいうとされている。

また、「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるとされている。

実施機関は、法違反の行為者に対して、その是正の行政指導を行い、行政指導に従わず違法行為を継続している行為者に対しては、違反内容に応じて、弁明の機会付与等の適正手続後に法第１３条等に基づく改善命令等の処分を通じて、是正に必要な行為が実施されるようにする場合がある。

本件行政文書に記載の事案では、実施機関は、審査請求人の違法行為に対して、上記手続きにおける行政指導を行ったものであり、本件行政文書の情報を公開したとしても、府の機関が行う法に関する立入検査等の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれはない。

以上のことから、本件行政文書に記載されている情報は、条例第８条第１項第４号に該当しない。

オ　条例第９条第１号に該当しないことについて

（ア）条例第９条第１号は、

ａ　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、

ｂ　特定の個人が識別され得るもののうち、

ｃ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの

ｄ　特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの

に該当する情報が記録された行政文書については、公開してはならないと規定している。

本件行政文書に記載されている情報には、条例第９条第１号に該当する情報として、個人の氏名が含まれるが、本件決定において公開しないことと決定した部分である。その他に（ア）ａの要件に該当する情報は含まれないため、条例第９条第１号には該当しない。

カ　条例第８条第１項第２号、第３号、第５号及び条例第９条第２号に該当しないことについて

本件行政文書に記載されている情報が、条例第８条第１項第２号、第３号、第５号及び条例第９条第２号に該当するかについては、本件行政文書には、第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報、府の機関又は国等の機関が行う調査研究等に関する情報、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報、法令の規定により公にすることができない情報は含まれていないことから、いずれの規定にも該当しない。

キ　結論

以上から、本件行政文書について、本件決定により公開対象とされた内容は、条例第８条第１項各号及び第９条各号に該当せず、条例第１３条第１項の規定に基づいて行った本件決定に違法、不当はないものと考える。

**第七 審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　水質汚濁防止法に基づく特定事業場への規制について

法第２条第６項では、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある物質を含み、又は、その汚染状態が生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水又は廃液を排出する、法第２条第２項所定の「特定施設」を設置する工場又は事業場を､「特定事業場」と規定している。

また、法第２２条第１項において、都道府県知事は、特定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる旨規定されており、実施機関は、この規定に基づき、府域に設置された特定事業場への立入検査を実施している。

３　本件係争情報について

本件行政文書は、実施機関が法第２２条第１項に基づき平成○年○月○日に実施した、審査請求人が設置する特定事業場への立入検査の復命書、これに添付された周辺地図及び同日撮影した画像である。

本件行政文書には、立入検査年月日、事業所名、所在地、立入検査の根拠法・条例、検査施設・検査項目・指導事項等、実施機関の立入検査者の氏名、市町村の立入検査者の氏名、立会者の氏名が記載されている。

本件決定においては、立会者の氏名は本件非公開部分として公開しないこととされている。審査請求人は、本件行政文書全ての非公開を求めているから、本件審査請求の対象情報（以下「本件係争情報」という。）は本件非公開部分を除く全ての情報である。

４　本件決定に係る具体的な判断及びその理由

諮問実施機関は、条例第８条第１項各号及び条例第９条各号に該当しないと主張するが、当審査会が本件係争情報を見分したところ、条例第８条第１項第２号、第３号、第５号及び第９条各号の条項について該当しないことは明らかであるため、本件係争情報の条例第８条第１項第１号及び第４号該当性についてのみ、個別具体的に以下検討する。

（１）条例第８条第１項第１号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。

また、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等、公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

（２）本件係争情報の条例第８条第１項第１号該当性について

ア　本件行政文書は、実施機関が法第２２条第１項に基づき、平成○年○月○日に実施した法人が設置する特定事業場への立入検査の復命書、周辺地図及び同日撮影した画像である。よって、（１）アの要件に該当する。

イ　次に本件係争情報が（１）イの要件に該当するかどうか、以下検討する。

審査請求人は、本件係争情報が公開されることにより、特定の者による審査請求人への誹謗中傷行為が更に酷くなるおそれがあると主張する。

しかしながら、立入検査の結果、確認した事項として復命書に記載された行為は違法行為であり、これに違反した場合は罰則の対象となることからすると、当該事業場を経営する法人が、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。また、この法人は、立入検査後、速やかに実施機関から指導を受けた事項について是正したのであるから、これを当該事業場を営む法人自らが公表し十分に説明を行う等により、信用の回復を図ることが可能である。

以上のことから、本件係争情報を公にすることにより、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、（１）イの要件に該当しない。

ウ　よって、本件係争情報は条例第８条第１項第１号に該当しない。

（３）条例第８条第１項第４号について

行政が行う事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関する情報の中には、当該事務事業の実施後であっても、公開することにより同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものもある。

このような支障を防止するため、これらの情報は公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア　府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

が記録された行政文書を公開しないことができる旨定めている。

また、「事務の目的が達成できなくなる」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を公開すれば、事務事業を実施しても期待どおりの結果が得られず、実施する意味を喪失する場合などをいい、「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」とは、公開することにより、事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力を得ることが著しく困難になることなどをいうと解される。

さらに、本号における「おそれのあるもの」に該当して公開しないことができるのは、当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られるものと解すべきである。

（４）本件係争情報の条例第８条第１項第４号該当性について

ア　本件行政文書は、実施機関が行った法第２２条第１項に基づく立入検査の復命書等である。よって、（３）アの要件に該当する。

イ　次に、本件係争情報が（３）イの要件に該当するかどうか、以下検討する。

　　　　　　当審査会において本件係争情報を見分したところ、本件係争情報には実施機関の立入検査に係る具体的な手法などのノウハウ等に係る記載は含まれていないことから、公開することにより、当該立入検査等の事務の目的や今後の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとはいえず、（３）イの要件に該当しない。

　　　　ウ　よって、本件係争情報は条例第８条第１項第４号に該当しない。

５　結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には理由がなく、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　田積　司、正木　宏長、有澤　知子、池田　晴奈、長谷川　佳彦、久末　弥生